

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領新旧対照表

改正後	現行
<p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領</p> <p>18福保生地第1883号 平成19年4月27日 一部改正 19福保生地第1427号 平成20年1月4日 一部改正 24福保生地第1569号 平成25年4月3日 一部改正 27福保生地第1026号 平成28年1月25日 一部改正 31福保生地第1546号 令和2年4月1日 一部改正 2福保生地第1683号 令和3年3月11日</p>	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領</p> <p>18福保生地第1883号 平成19年4月27日</p> <p>一部改正 27福保生地第1026号 平成28年1月25日 一部改正 31福保生地第1546号 令和2年4月1日</p>
<p>1から7まで （現行のとおり）</p>	<p>1から7まで （略）</p>
<p>8 実習施設</p> <p>演習を実習に代えて行う場合の実習施設は、原則として下記の要件を満たす施設等とする。</p> <p>(1) 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。</p> <p>(2) （現行のとおり）</p>	<p>8 実習施設</p> <p>演習を実習に代えて行う場合の実習施設は、原則として下記の要件を満たす施設等とする。</p> <p>ア 研修事業指定申請時点で開設から1年以上経過していること。 イ 実習指導者（実習受入担当者）が確保されていること。</p> <p>(2) （略）</p>
<p>9及び10 （現行のとおり）</p>	<p>9及び10 （略）</p>
<p>11 実績報告</p> <p>事業者は、各研修修了後1か月以内に「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書」（別記第6号様式）に（1）を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講修了後1か月以内に「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）」（別記第6号の2様式）に（1）を添付して知事に報告するものとする。</p> <p>なお、（2）から（5）については、知事が別途提出を求めた場合に提出することとし、実績報告時の提出は不要とする。</p> <p>また、年度内に12回以上実施する場合は、当該年度の全研修日程修了後に知事に報告することができる。</p> <p>（2）については、事業者作成の任意様式において指定を受けた研修回ごとの講師の出講を確認することができる場合、（2）によらず当該任意様式にかえることができるものとし、（3）については、実習を行った場合のみ作成するものとする。</p> <p>（1）から（5）まで （現行のとおり）</p>	<p>11 実績報告</p> <p>事業者は、各研修修了後1か月以内に「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書」（別記第6号様式）に（1）から（5）までの書類を添付して知事に報告するものとする。ただし、補講者分の実績報告については、補講修了後1か月以内に「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）」（別記第6号の2様式）に（1）及び（3）の書類を添付して知事に報告するものとする。</p> <p>なお、年度内に12回以上実施する場合は、当該年度の全研修日程修了後に知事に報告することができる。</p> <p>（2）については、指定を受けた研修日程表（別記第3号の2様式）または通学研修分日程表（別記第3号の4様式）に講師が出講の都度押印したものに代えることができる。</p> <p>また、（3）については、実習を行った場合のみ添付するものとする。</p> <p>（1）から（5）まで （略）</p>

改正後	現行
1 2 及び 1 3 (現行のとおり)	1 2 及び 1 3 (略)
<p>1 4 調査及び指導等</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。</p> <p>また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を求めることができる。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p>	<p>1 4 調査及び指導等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。</p> <p>また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。</p> <p>(3) (略)</p>
<p>1 5 指定の取消し</p> <p>(1) 知事は、4に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>アからオまで (現行のとおり)</p> <p>(削除)</p> <p>カ その他指定事業者として不適切と判断されるとき。</p> <p>(2) 及び (3) (現行のとおり)</p>	<p>1 5 指定の取消し</p> <p>(1) 知事は、4に基づき事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>アからオまで (略)</p> <p>カ 1 4 に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき。</p> <p>キ その他指定事業者として不適切と判断されるとき。</p> <p>(2) 及び (3) (略)</p>
(削除)	<p>1 6 聴聞の機会</p> <p>知事は、1 4 の (2) 研修事業の中止を命ずる場合及び 1 5 の指定の取消しを行う場合は、指定事業者に対して聴聞を行うものとする。</p>
<p>1 6 関係書類の保存</p> <p>指定事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで (現行のとおり)</p>	<p>1 7 関係書類の保存</p> <p>指定事業者は、次の内容を備えた書類を作成し、次の期間保存しなければならない。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p>
<p>1 7 特例措置</p> <p>平成 1 8 年 9 月 3 0 日において、既に「東京都障害者 (児) 居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」に基づき、視覚障害者移動介護 (外出介護) 従業者養成研修、全身性障害者移動介護 (外出介護) 従業者養成研修、知的障害者移動介護 (外出介護) 従業者養成研修の事業者として指定を受けていた事業者については、実施要綱に基づく研修事業者としての指定を受けているものとみなす。</p>	<p>1 8 特例措置</p> <p>平成 1 8 年 9 月 3 0 日において、既に「東京都障害者 (児) 居宅介護従業者養成研修事業実施要綱」に基づき、視覚障害者移動介護 (外出介護) 従業者養成研修、全身性障害者移動介護 (外出介護) 従業者養成研修、知的障害者移動介護 (外出介護) 従業者養成研修の事業者として指定を受けていた事業者については、実施要綱に基づく研修事業者としての指定を受けているものとみなす。</p>
<p>1 8 その他</p> <p>(1) 及び (2) (現行のとおり)</p>	<p>1 9 その他</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 1 9 年 4 月 2 7 日から施行し、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から適用する。</p> <p>2 平成 1 8 年度中に実施された研修事業に係る申請については、3 の (1) 及び 5 の (1) の申請期限の規</p>	<p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成 1 9 年 4 月 2 7 日から施行し、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から適用する。</p> <p>2 平成 1 8 年度中に実施された研修事業に係る申請については、3 の (1) 及び 5 の (1) の申請期限の規</p>

改正後

現行

定は適用しない。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

定は適用しない。

附 則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

改正後

現行

別表1

移動支援従業者養成研修講師要件一覧

1 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力 (注1)	講師の要件 (注2)
(1) 講義		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 社会福祉施設に勤務する職員〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他 (注3)
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	
イ 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア) ホームヘルプサービス概論	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 実務者研修修了者 ④ 介護職員基礎研修課程修了者 ⑤ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨ その他 (注3)
(イ) ホームヘルパーの職業倫理	○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	
ウ サービス利用者の理解		
(ア) 視覚障害者の疾病・障害の理解	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 視覚障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ その他 (注3)
(イ) 障害者(児)の心理	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	

別表1

移動支援従業者養成研修講師要件一覧

視覚障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力 (注1)	講師の要件
I 講義 (11時間)		
1 障害者福祉に関する制度及びサービス (3時間)		
(1) ガイドヘルパーの制度と業務 (1時間)	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他 (注2)
(2) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	
2 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識 (3時間)		
(3) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 実務者研修修了者 ④ 介護職員基礎研修課程修了者 ⑤ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨ その他 (注2)
(4) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)	○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	
3 サービス利用者の理解 (3時間)		
(5) 視覚障害者の疾病・障害の理解 (2時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 視覚障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ その他 (注2)
(6) 障害者(児)の心理 (1時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	
4 移動支援の基礎知識 (2時間)		
(7) 移動支援の基礎知識 (2時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく移動支援技術 ○ 自らの移動支援事例	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する視覚障害者移動支援従業者、同行援護従業者 ⑨ その他 (注2)

改正後

現行

エ 移動支援の基礎知識		
(ア) 移動支援の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく移動支援技術 ○ 自らの移動支援事例 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する視覚障害者移動支援従業者、同行援護従業者 ⑨ その他(注3)
(2) 演習		
ア 移動の支援に係る技術		
(ア) 移動支援の基本技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講義エで求められる能力 ○ 疑似体験などにより、演習を指導する能力 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する視覚障害者移動支援従業者、同行援護従業者 ⑨ その他(注3)
(イ) 屋内の移動支援		
(ウ) 屋外の移動支援		
(エ) 応用技能		

(注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答でき、技術に関しては受講者に対する的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注2) 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

(注3) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

科目	求められる能力(注1)	講師の要件
II 演習(9時間)		
1 移動の支援に係る技術		
(1) 移動支援の基本技術(2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義4で求められる能力 ○疑似体験などにより、演習を指導する能力 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧3年以上の実務経験を有する視覚障害者移動支援従業者、同行援護従業者 ⑨その他(注3)
(2) 屋内の移動支援(2時間)		
(3) 屋外の移動支援(4時間)		
(4) 応用技能(1時間)		

(注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答でき、技術に関しては受講者に対する的確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注2) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

改正後

現行

2 全身性障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力 (注1)	講師の要件 (注2)
(1) 講義		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 社会福祉施設に勤務する職員〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他(注3)
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	
イ 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア) ホームヘルプサービス概論	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 実務者研修修了者 ④ 介護職員基礎研修課程修了者 ⑤ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨ その他(注3)
(イ) ホームヘルパーの職業倫理	○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	
ウ サービス利用者の理解		
(ア) 全身性障害者の疾病・障害の理解	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 全身性障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ その他(注3)
(イ) 障害者(児)の心理	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	

全身性障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力 (注1)	講師の要件
I 講義 (12時間)		
1 障害者福祉に関する制度及びサービス (3時間)		
(1) ガイドヘルパーの制度と業務 (1時間)	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他(注2)
(2) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	
2 身体障害者ホームヘルプサービスに関する知識 (3時間)		
(3) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 実務者研修修了者 ④ 介護職員基礎研修課程修了者 ⑤ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨ その他(注2)
(4) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)		
3 サービス利用者の理解 (3時間)		
(5) 全身性障害者の疾病・障害の理解 (2時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 全身性障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ その他(注2)
(6) 障害者(児)の心理 (1時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	
4 移動支援の基礎知識 (3時間)		
(7) 移動支援の基礎知識 (3時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく移動支援技術 ○ 自らの移動支援事例	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する全身性障害者移動支援従業者、重度訪問介護従業者 ⑨ 理学療法士 ⑩ その他(注2)

改正後

現行

エ 移動支援の基礎知識		
(ア) 移動支援の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく移動支援技術 ○ 自らの移動支援事例 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する全身性障害者移動支援従業者、重度訪問介護従業者 ⑨ 理学療法士 ⑩ その他(注3)
(2) 演習		
ア 車椅子での移動の支援に係る技術		
(ア) 基礎的な介護技術	○ 講義エで求められる能力	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する全身性障害者移動支援従業者、重度訪問介護従業者 ⑨ 理学療法士 ⑩ その他(注3)
(イ) 移動支援の方法	○ 疑似体験などにより、演習を指導する能力	

- (注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答でき、技術に関しては受講者に対する的確に指導できるレベルであることを必要とする。
- (注2) 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。
- (注3) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

科目	求められる能力(注1)	講師の要件
II 演習(4時間)		
1 車椅子での移動の支援に係る技術		
(1) 基礎的な介護技術(1時間)	○講義4で求められる能力 ○疑似体験などにより、演習を指導する能力	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧3年以上の実務経験を有する全身性障害者移動支援従業者、重度訪問介護従業者 ⑨理学療法士 ⑩その他(注3)
(2) 移動支援の方法(3時間)		

- (注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する的確に回答でき、技術に関しては受講者に対する的確に指導できるレベルであることを必要とする。
- (注2) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

改正後

現行

3 知的障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力 (注1)	講師の要件 (注2)
(1) 講義		
ア 障害者福祉に関する制度及びサービス		
(ア) ガイドヘルパーの制度と業務	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 社会福祉施設に勤務する職員〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕
(イ) 障害者(児)福祉の制度とサービス	○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	④ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他(注3)
イ 知的障害者ホームヘルプサービスに関する知識		
(ア) ホームヘルプサービス概論	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 実務者研修修了者
(イ) ホームヘルプ職業倫理	○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	④ 介護職員基礎研修課程修了者 ⑤ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨ その他(注3)
エ サービス利用者の理解		
(ア) 知的障害者の疾病障害の理解	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 知的障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士
(イ) 障害者(児)の心理	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ その他(注3)

知的障害者移動支援従業者養成研修課程

科目	求められる能力 (注1)	講師の要件
I 講義 (13時間)		
1 障害者福祉に関する制度及びサービス (3時間)		
(1) ガイドヘルパーの制度と業務 (1時間)	○ ガイドヘルパーの制度と業務についての知識 ○ 各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 当該科目を担当する現職の行政職員 ② 社会福祉士 ③ 当該社会福祉施設に勤務する職員〔施設長(又は管理者)、主任指導員等〕 ④ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑤ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑥ その他(注2)
(2) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間)		
2 知的障害者ホームヘルプサービスに関する知識 (3時間)		
(3) ホームヘルプサービス概論 (2時間)	○ 保健、福祉の制度とサービスについての知識 ○ ホームヘルプサービスの実務に関する具体的な知識	① 当該科目を担当する課の行政職員 ② 介護福祉士 ③ 実務者研修修了者 ④ 介護職員基礎研修課程修了者 ⑤ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑥ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑦ 訪問介護・居宅介護事業所の管理者(所長) ⑧ 介護・福祉系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑨ その他(注2)
(4) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)		
3 サービス利用者の理解 (5時間)		
(5) 知的障害者の疾病・障害の理解 (4時間)	○ 障害・疾病に関する知識 ○ 知的障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ その他(注2)
(6) 障害者(児)の心理 (1時間)	○ ホームヘルプサービスに関する知識 ○ 障害・疾病に関する知識 ○ 障害者(児)及びその家族の生活実態と心理に関する知識 ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論	
4 移動支援の基礎知識 (2時間)		
(7) 移動支援の基礎知識 (2時間)	○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく移動支援技術 ○ 自らの移動支援事例	① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者 ⑨ その他(注2)

改正後

現行

エ 移動支援の基礎知識		
(ア) 移動支援の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活者支援の視点に立脚した介護方法論 ○ 直接援助経験に基づく移動支援技術 ○ 自らの移動支援事例 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者 ⑨ その他(注3)
(2) 演習		
ア 移動の支援に係る技術		
(ア) 移動の支援に係る技術	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講義エで求められる能力 ○ 疑似体験などにより、演習を指導する能力 ※ 知的障害者の参加による演習を行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 介護福祉士 ② 実務者研修修了者 ③ 介護職員基礎研修課程修了者 ④ 訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤ 訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥ 在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦ 介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧ 3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者 ⑨ その他(注3)

(注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する確に回答でき、技術に関しては受講者に対する確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注2) 各科目の講師要件に係る業務に従事していた時期は、過去5年以内であることが望ましい。

(注3) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

別表2 (現行のとおり)

科目	求められる能力(注1)	講師の要件
II 演習(6時間)		
1 移動の支援に係る技術		
移動の支援に係る技術(6時間)	<ul style="list-style-type: none"> ○講義4で求められる能力 ○疑似体験などにより、演習を指導する能力 ※知的障害者の参加による演習を行うことが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③介護職員基礎研修課程修了者 ④訪問介護員・居宅介護従業者養成研修1級課程修了者 ⑤訪問介護・訪問看護・居宅介護を行っている看護師、准看護師、保健師 ⑥在宅福祉サービスと連携をとって活動している看護師、保健師、臨床心理士、精神保健福祉士 ⑦介護・福祉・看護系大学の学部・学科、介護福祉士養成校・養成施設で当該科目に相当する科目を教えている教員 ⑧3年以上の実務経験を有する知的障害者移動支援従業者、行動援護従業者 ⑨その他(注3)

(注1) 「求められる能力」とは、知識に関しては受講者の質問に対する確に回答でき、技術に関しては受講者に対する確に指導できるレベルであることを必要とする。

(注2) 原則として、講師は「講師要件」に該当する職にある者又は資格保有者とする。ただし、「その他」の者を講師として申請する場合は、その経歴及び業績が講師として適当であることを説明した理由書を提出すること。

別表2 (略)

改正後

現行

別記第1号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱11に基づく東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領3により東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者の指定を受けたいので、下記により必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 募集開始予定年月日 年 月 日
- 3 研修開始予定年月日 年 月 日
- 4 養成規模 年度 名 予定
- 5 必要書類 別添のとおり

別記第1号の2様式から別記第1号の4様式（現行のとおり）

別記第1号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱11に基づく東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領3により東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者の指定を受けたいので、下記により必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 募集開始予定年月日 年 月 日
- 3 研修開始予定年月日 年 月 日
- 4 養成規模 年度 名 予定
- 5 必要書類 別添のとおり

別記第1号の2様式から別記第1号の4様式（略）

研 修 会 場 一 覧 (課 程 通 学 ・ 通 信)

年 月 日現在

事業者名:

区分	会場名	研修時借上げ	所在地	研修の定員名	広さ m ²	1人当たり面積 m ²	会場見取図の提出状況 1提出済・2今回提出 (1か2を記載する)
講義会場 (演習のうち 講義形式 で行うもの を含む)							
演習会場							

改正後

※ 研修の定員欄は、移動支援従業者養成研修で使用する場合の定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合は、もっとも多い人数(ただし、40人以内)を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合又は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

研 修 会 場 一 覧 (課 程 通 学 ・ 通 信)

年 月 日現在

事業者名:

区分	会場名	研修時借上げ	所在地	研修の定員名	広さ m ²	会場見取図の提出状況 1提出済・2今回提出 (1か2を記載する)
講義会場 (演習のうち 講義形式 で行うもの を含む)						
演習会場						

現行

※ 研修の定員欄は、移動支援従業者養成研修で使用する場合の定員を記載してください。複数回研修を予定し、研修ごとに定員が異なる場合は、もっとも多い人数(ただし、40人以内)を記載してください。

※ 研修時借上げ欄は、研修を実施するに際し、その都度会場を借上げることが必要な会場に○印をつけてください。なお、その会場を使用し研修を行うときは、研修指定申請時に使用承諾が必要となります。

※ 会場見取図の提出状況欄の「1提出済」とは、当該会場について以前に会場見取図が提出済みの場合であり、新たに会場を追加する場合又は会場の定員やレイアウトを変更する場合は「2今回提出」とし、会場見取図の提出が必要となります。

改正後

現行

別記第1号の6様式から別記第1号の8様式(別紙)まで (現行のとおり)

別記第1号の6様式から別記第1号の8様式(別紙)まで (略)

別記第1号の9様式

別記第1号の9様式

就 任 承 諾 書

就 任 承 諾 書

東京都知事 殿

東京都知事 殿

私は、東京都知事が指定した、_____が主催する_____課程
 (____形式)の講師として、_____年 月 日から就任することを承諾いたします。

私は、東京都知事が指定した、(事業者名)が主催する_____課程
 (通学・通信)の講師として、_____年 月 日から就任することを承諾いたします。

年 月 日

年 月 日

氏名_____

氏 名 (承諾者署名)

改正後

現行

別記第1号の10様式 (現行のとおり)

別記第1号の10様式 (略)

別記第1号の11様式

別記第1号の11様式

実習承諾届出書

実習承諾届出書

東京都知事 殿

東京都知事 殿

所在地

所在地

名称

名称

代表者職名

代表者職名

氏名

氏名

(代表者印)

_____が実施する、_____年度開講の障害者（児）移動支援従業者養成
研修事業_____課程（通学・通信）受講者の実習受入れに
ついて、下記のとおり承諾したことを届出します。

_____研修事業者名称が実施する、_____年度開講の障害者（児）移動支援従業者養成研修
事業_____課程（通学・通信）受講者の実習受入れについて、
下記のとおり承諾したことを届出します。

なお、実習者の受け入れを行う下記の施設については、直近3か年において都又は区市町村
が行う監査等を受けていないことを併せて届出します。

施設の種別 (該当に○印)	・居宅介護事業所 ・その他 ()
施設の名称	
所在地	
受入れ期間	年 月 ~ 年 月
受入れ人数	
受入れ条件	
実習受入 担当者名	
その他	

施設の種別 (該当に○印)	・居宅介護事業所 ・その他 ()
施設の名称	
施設開設 年 月 日	年 月 日
福祉サービス 第三者評価 受審の有無	有 ・ 無 ・ 対象外
所在地	
受入れ期間	年 月 ~ 年 月
受入れ人数	
受入れ条件	
実習受入 担当者名	
その他	

※受入れに条件（1日5人など）があれば記入してください

※受入れに条件（1日5人など）があれば記入してください

改正後

現行

別記第1号の12様式 (現行のとおり)

別記第1号の12様式 (略)

別記第2号様式

別記第2号様式

東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定通知書

東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定通知書

第 年 月 日

第 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名)

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名

東京都知事 印

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定申請については、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

年 月 日付けで申請のあった東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定申請については、下記のとおり指定することと決定したので、通知します。

記

1 指定年月日 年 月 日

2 事業者名

3 事業者番号

4 課程及び形式 課程(通学・通信)

1 指定年月日 年 月 日

2 事業者名

3 事業者番号

4 課程及び形式 課程(通学・通信)

改正後

現行

別記第2号の2様式

別記第2号の2様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者不指定通知書

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者不指定通知書

第 年 月 日

第 年 月 日

（申請者の所在地、事業者名及び代表者名）

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名

東京都知事 印

東京都知事

年 月 日付けで申請のあった東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定申請については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

年 月 日付けで申請のあった東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定申請については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

記

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 理由 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領2（ ）に該当しないため。

2 理由 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領2（ ）に該当しないため。

改正後

現行

別記第3号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領5（1）に基づき研修事業を実施したいので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
（募集開始年月日 年 月 日）
- 3 研修会場 (1) 講義
(2) 演習
- 4 定員 名
- 5 対象者
- 6 研修日程表 別添のとおり
- 7 募集広告等 別添のとおり

別記第3号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)
事業者番号

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領5（1）に基づき研修事業を実施したいので、下記のとおり必要書類を添付して申請します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
（募集開始年月日 年 月 日）
- 3 研修会場 (1) 講義
(2) 演習
- 4 定員 名
- 5 対象者
- 6 研修日程表 別添のとおり
- 7 募集広告等 別添のとおり

改正後

現行

別記第3号の2様式から別記第3号の5様式まで (現行のとおり)

別記第3号の2様式から別記第3号の5様式まで (略)

別記第4号様式

別記第4号様式

東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業指定決定通知書

東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業指定決定通知書

第 年 月 日

第 年 月 日

(申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定すること
と決定したので、通知します。

東京都知事

記

年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定すること
と決定したので、通知します。

- 1 課程及び形式 課程(通学・通信)
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで(第 回)
- 3 指定年月日 年 月 日

記

- 1 課程及び形式 課程(通学・通信)
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで(第 回)
- 3 指定年月日 年 月 日

改正後

現行

別記第4号の2様式

別記第4号の2様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業不指定決定通知書

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業不指定決定通知書

第 年 月 日

第 年 月 日

（申請者の所在地、事業者名及び代表者名並びに事業者番号）

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都知事 印

年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

東京都知事

記

年 月 日付けで申請のあった研修事業については、下記のとおり指定しないことと決定したので、通知します。

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 理由

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 理由

改正後

現行

別記第5号様式

別記第5号様式

変更・休講届

変更・休講届

年 月 日

年 月 日

東京都知事 殿

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)
事業者番号

下記の事項について、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領10に基づき届け出ます。

下記の事項について、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領10に基づき届け出します。

1 研修事業等の変更について
以下のとおり変更したので届け出ます。変更事項に関する添付書類は、別添のとおりです。

1 事業者に関する事項の変更

(1) 事業者に関する事項の変更

- (1) 法人名称
- (2) 法人住所
- (3) 代表者
- (4) 定款等（寄附行為、規約等）
- (5) その他

ア	法人名称	エ	定款等（寄附行為、規約等）
イ	法人所在地	オ	その他（ ）
ウ	代表者		

(2) 学則の変更

2 学則の変更

ア	事業計画	オ	研修会場
イ	費用	カ	担当講師
ウ	研修対象者	キ	実習施設
エ	カリキュラム	ク	その他（ ）

- (1) 事業計画
- (2) 費用
- (3) 研修対象者
- (4) カリキュラム
- (5) 研修会場
- (6) 担当講師
- (7) 実習施設
- (8) その他

(3) 研修事業指定に関する事項の変更

3 研修指定に関する事項の変更

年 月 日付 第 号により指定を受けた研修事業（研修期間 年 月 日～ 年 月 日（第 回））の以下の事項

（研修期間 年 月 日～ 年 月 日（第 回）、 年 月 日付第 号指定）
（研修期間を変更する場合、変更後の研修期間： 年 月 日～ 年 月 日）
（募集開始日を変更する場合 変更前： 年 月 日 → 変更後： 年 月 日）

ア	【研修期間変更】 変更後研修期間： 年 月 日～ 年 月 日		
イ	【募集開始日変更】 変更前： 年 月 日 → 変更後 年 月 日		
ウ	研修日程	カ	実習施設
エ	研修会場	キ	その他（ ）
オ	研修講師		

- (1) 研修日程
- (2) 研修会場
- (3) 研修講師
- (4) 実習施設
- (5) その他

2 研修事業の休講について
年 月 日付 第 号により指定を受けた研修事業（研修期間 年 月 日～ 年 月 日（第 回））について休講します。休講の理由については、以下のとおりです。

4 変更事項に関する添付書類 別添のとおり
※変更後の書類を添付し、変更箇所にマーカー等でしるすこと。

【休講の理由：

5 研修の休講

- 3 担当者連絡先
- (1) 担当部署
- (2) 担当者氏名
- (3) メールアドレス
- (4) 電話

- (1) 休講する研修 (年 月 日～ 年 月 日（第 回）
(年 月 日付 第 号指定)
- (2) 休講の理由

- 6 担当者連絡先
担当部署
担当者氏名

電話

改正後

別記第 6 号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 募集定員 名
- 4 受講者及び修了者
 - (1) 受講者 名
 - (2) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
 - (3) 未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 年 月 日
- 7 添付書類
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第 6 号の 3 様式）
- 8 担当者連絡先
 - (1) 担当部署
 - (2) 担当者氏名
 - (3) メールアドレス
 - (4) 電話

現行

別記第 6 号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)
事業者番号

年 月 日付 第 号により指定された研修が修了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 募集定員 名
- 4 受講者及び修了者
 - (1) 受講者 名
 - (2) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
 - (3) 未修了者 名（内訳：辞退者 名、補講者 名）
- 5 実習の実施 有 ・ 無
- 6 修了年月日 年 月 日
- 7 添付書類
 - (1) 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第 6 号の 3 様式）
 - (2) 研修講師出講確認書（別記第 6 号の 4 様式）
※（2）については、指定を受けた研修日程表（別記第 3 号の 2 様式）または通学研修分日程表（別記第 3 号の 4 様式）に講師が出講の都度押印したものに代えることができる。
 - (3) 実習修了確認書（別記第 6 号の 5 様式）※実習を実施した場合のみ
 - (4) 研修生満足度調査情報（アンケート等を集約したもの）
 - (5) 事業者又は事業所の研修実施後の自己評価
 - (6) 修了証明書及び修了証明書（携帯用）の写し（1 人分）
- 8 担当者連絡先

担当部署	電話
担当者氏名	

改正後

現行

別記第6号の2様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

年 月 日付けで提出した東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（別記第6号様式）の補講者について、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 修了者及び辞退者
 - (1) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
 - (2) 辞退者 名
- 4 修了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（別記第6号の3様式）
※本報告書の修了者のみ
- 6 担当者連絡先
 - (1) 担当部署
 - (2) 担当者氏名
 - (3) メールアドレス
 - (4) 電話

別記第6号の2様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（補講者分）

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)
事業者番号

年 月 日付けで提出した東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実績報告書（別記第6号様式）の補講者について、下記のとおり報告します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 研修期間 年 月 日から 年 月 日まで（第 回）
- 3 修了者及び辞退者
 - (1) 修了者 名（別紙名簿のとおり）
 - (2) 辞退者 名
- 4 修了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業修了者名簿（補講者分）（別記第6号の3様式）※本報告書の修了者のみ
 - (2) 実習修了確認書（別記第6号の5様式）※補講で実習を実施した場合のみ
- 6 担当者連絡先
 - 担当部署
 - 担当者氏名
 - 電話

改正後

現行

別記第6号の5様式 (現行のとおり)

別記第6号の5様式 (略)

別記第7号様式

別記第7号様式

東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業休止・再開届

東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業休止・再開届

年 月 日

年 月 日

東京都知事 殿

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)
事業者番号

下記のとおり事業を休止・再開したいので、東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定要領12に基づき届け出ます。

下記のとおり事業を休止・再開したいので、東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業者指定要領12に基づき届け出ます。

記

記

1 課程及び形式 課程(通学・通信)

1 課程及び形式 課程(通学・通信)

2 休止年度 年度

2 休止年度 年度

3 再開年月日 年 月 日

3 再開年月日 年 月 日

4 理由

4 理由

5 その他提出書類(再開の場合のみ)
「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業指定申請書」及び必要書類5 その他提出書類(再開の場合のみ)
「東京都障害者(児)移動支援従業者養成研修事業指定申請書」及び必要書類

6 担当者連絡先

6 担当者連絡先
連絡先住所
担当部署
担当者氏名 電話

(1) 連絡先住所

(2) 担当部署

(3) 担当者氏名

(4) メールアドレス

(5) 電話

改正後

現行

別記第8号様式

別記第8号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業休止届受理通知書

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業休止届受理通知書

第 年 月 日 号

第 年 月 日 号

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

(届出者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号)

東京都知事

東京都知事 印

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の休止については、これを受理したの
で通知します。

なお、年3月末までに研修を開講しない場合には、東京都障害者（児）移動支援従業者
養成研修事業者指定要領（以下「指定要領」という。）13（4）に基づき事業を廃止したもの
とみなし、事業者としての指定は廃止します。

また、研修事業を再開する場合には、指定要領5（1）に基づき募集を開始する2か月前まで
に「東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書」及び事業に関する必要書類を知
事宛提出し、指定を受けて実施することが必要です。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 休止年度 年度

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の休止については、これを受理したの
で通知します。

なお、年3月末までに研修を開講しない場合には、東京都障害者（児）移動支援従業者
養成研修事業者指定要領（以下「指定要領」という。）13の（4）に基づき事業を廃止したもの
とみなし、事業者としての指定は廃止します。

また、研修事業を再開する場合には、指定要領5の（1）に基づき募集を開始する2か月前まで
に東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業指定申請書及び事業に関する必要書類を知事宛
提出し、指定を受けて実施することが必要です。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 休止年度 年度

改正後

現行

別記第9号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業廃止届

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名
事業者番号

下記のとおり事業を廃止したいので、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要
領13の(1)に基づき届け出ます。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 廃止年月日 年 月 日

3 理由

4 修了者名簿の引継先

- (1) 事業者名
- (2) 事業者番号
- (3) 所在地
- (4) 電話

5 担当者連絡先

- (1) 連絡先住所
- (2) 担当部署
- (3) 担当者氏名
- (4) メールアドレス
- (5) 電話

別記第9号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業廃止届

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
事業者名
代表者職氏名 (代表者印)
事業者番号

下記のとおり事業を廃止したいので、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要
領13の(1)に基づき届け出ます。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 廃止年月日 年 月 日

3 理由

4 修了者名簿の引継先
事業者名
事業者番号
所在地
電話5 担当者連絡先
連絡先住所
担当部署
担当者氏名 電話

改正後

現行

別記第10号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業廃止届受理通知書

第 年 月 日 号

申請者の所在地
 申請事業者名
 代表者職氏名
 事業者番号

東京都知事

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の廃止については、これを受理したの
 で通知します。

なお、廃止届の受理に伴い、事業者の指定は廃止します。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 廃止年月日 年 月 日

別記第10号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業廃止届受理通知書

第 年 月 日 号

（届出者の所在地、事業者名及び代表者名
 並びに事業者番号）

東京都知事 印

年 月 日付けで届出があった下記研修事業の廃止については、これを受理したの
 で通知します。

なお、廃止届の受理に伴い、事業者の指定は廃止します。

記

1 課程及び形式 課程（通学・通信）

2 廃止年月日 年 月 日

改正後

現行

別記第11号様式

別記第11号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業廃止通知書

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業廃止通知書

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

（申請者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号）

（申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号）

東京都知事 印

東京都知事

年 月 日付けで指定した下記研修事業については、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領13の（4）の規定に基づき事業を廃止したものとみなし、これを通知します。

なお、これに伴い事業者の指定は廃止します。

年 月 日付けで指定した下記研修事業については、東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領13（4）の規定に基づき事業を廃止したものとみなし、これを通知します。

なお、これに伴い事業者の指定は廃止します。

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 廃止年月日 年 月 日

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 廃止年月日 年 月 日

改正後

現行

別記第12号様式

別記第12号様式

(表面)

(表面)

	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者 養成研修事業 検査証 (東京都障害者（児）移動支援従業者 養成研修事業者指定要領14関係)</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者 養成研修事業 検査証 (東京都障害者（児）移動支援従業者 養成研修事業者指定要領14関係)</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裏面)

(裏面)

第 号 年 月 日交付 東京都知事 所属 職 氏名	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者 養成研修事業者指定要領（抜粋）</p> <p>14 調査及び指導等</p> <p>(1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。</p> <p>(2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。 また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。</p> <p>(3) (1)に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証（別記第12号様式）を携帯するものとする。</p>
-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第 号 年 月 日交付 東京都知事 所属 職 氏名	<p>東京都障害者（児）移動支援従業者 養成研修事業者指定要領（抜粋）</p> <p>14 調査及び指導等</p> <p>(1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。</p> <p>(2) 知事は、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。 また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。</p> <p>(3) (1)に規定する実地に調査を行う場合については、所管課の職員は身分を証する検査証（別記第12号様式）を携帯するものとする。</p>
-------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改正後

現行

別記第13号様式

別記第13号様式

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定取消通知書

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定取消通知書

第 号
年 月 日

第 号
年 月 日

（事業者の所在地、事業者名及び代表者名
並びに事業者番号）

申請者の所在地
申請事業者名
代表者職氏名
事業者番号

東京都知事 印

東京都知事

東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業実施要綱11及び東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領4に基づき、年 月 日付（事業者番号 ）で指定した東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者の指定については、下記によりこれを取り消すこととしたので通知します。

東京都障害者（児）移動支援従業者要旨総研修事業実施要綱11及び東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領4に基づき、年 月 日付（事業者番号 ）で指定した東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者の指定については、下記によりこれを取り消すことと決定したので通知します。

記

記

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消の理由 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領15（1）に該当するため。

- 1 課程及び形式 課程（通学・通信）
- 2 取消年月日 年 月 日
- 3 取消の理由 東京都障害者（児）移動支援従業者養成研修事業者指定要領15（1）に該当するため。